

令和 6 年

第 7 回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和 6 年 7 月 25 日 午後 2 時 00 分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（7 番小林 憲一委員、8 番中俣 渉委員）
- 日程 3 諸般の報告：別紙のとおり
- 日程 4 第 1 号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による買受適格証明の発行について
- 日程 6 第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程 7 第 3 号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 8 第 4 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程 9 第 5 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程 10 第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 11 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程 12 その他

○令和6年8月8日（木）

・市町村農業委員会代表者研修会

【新潟市 江南区文化会館】 <委員 12 名、事務局>

○令和6年8月16日（金） 10：30～

・第101回常設審議委員会

【JA新潟ビル】 <会長>

○令和6年8月26日（月） 9：00～

・第8回農業委員会総会

【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

		2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫	6 番	上村 哲
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計	推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 寛雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 1 名である。

1 番 青木 日出男

遅刻委員はなしである。

早退委員は 1 名である。

推 16 番 島田 徳敏

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井 雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(14 時 00 分開会)

議長 それでは、令和 6 年第 7 回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が 18 名、推進委員が 24 名で合計 42 名の出席となり、総会は成立します。

日程 1 会期の決定について

議長 日程 1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程 2 会議録署名委員の指名について

議長 日程 2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、7 番小林憲一委員、8 番中俣渉委員をお願いいたします。

議長 暫時休憩といたします。

(14 時 2 分休憩)

議長 休憩前に引き続き、議事再開いたします。

(14 時 22 分再開)

日程 3 諸般の報告

議長 日程 3 諸般の報告について、別紙のとおりですが、皆様

方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、私から2件報告させていただきます。

まず1点目ですが、6月25日に新潟県農業会議通常総会並びに市町村農業委員会会長会議が開催されまして、市町村農業委員会会長会議におきまして、石山現会長が再選となり、会長職を継続することになりました。

2点目です。7月16日に開催されました第100回常設審議委員会の審議後、新潟県農林公社から農地中間管理事業の令和5年度の実績と課題という講演がありました。その中で、皆様方に前からお話をさせていただいておりましたが、農地中間管理事業の指針が今後どうなるのかというのが、まだ確定とは言い切れないかもしれませんが、国の指針として出てきましたので、それについて説明させていただきます。

農用地利用集積等促進計画の中で肝心なのが賃料の支払い方法だと思います。こちらは現行の場合、金納と特例で認められた物納がありまして、現在、この特例措置を利用しているのは、魚沼市、南魚沼市、湯沢町の3市町だけとなります。これが令和7年度以降、農用地利用集積等促進計画1本に絞られた後は、支払い方法はすべて金納になり、物納が廃止となります。

さらに、賃料の支払いスケジュールが今までは年2回、10月31日徴収の11月10日支払いのものと、11月30日徴収の12月10日支払いのものがあったのですが、これが年1回になりまして、10月31日徴収、11月10日支払いのものだけとなります。

また、手数料につきましては、前からお話をさせていただいていますように、賃料の年額の0.5%という部分については変わりません。ただ、使用貸借権の設定について、従来は手数料というものが無かったのですが、令和7年度につきましては、契約又は賃料変更時に一定額を徴収することがほぼ確定であるとの説明がありましたので、ご了解いただきたいと思います。

私から以上ですが、他に何かございますでしょうか。

無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降2件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは25件です。

1番、市野江乙の田7筆、借受人の都合による解約です。

2番、余川の田3筆、公共事業の代替地とするため並びに第三者との貸借契約のための解約です。3筆のうち1筆が公共事業の代替地となり、他2筆が第三者との貸借契約のために解約されます。

3番、4番は同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

5番から12番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

13番から23番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

24番、小杉新田の田1筆、所有者の都合による解約です。

25番、石打の田2筆、第三者へ農地を贈与するための解約で、後ほど3条申請があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

12ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、余川の田1筆、第三者との売買のための解約です。

後ほど3条申請があがってきます。

2番、東泉田の田1筆、農地転用申請のための解約です。
後ほど5条申請があがってきます。

(4) 農地法の適用を受けない事実確認について

14ページをご覧ください。こちらは3件です。

1番、浦佐の登記畑、現況宅地1筆、544㎡です。資料は1～2ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地です。かなり前に農地法から外れた土地ということで、農地台帳には載っておりませんでした。現地は6月24日に佐々木委員より確認していただいております。

2番、山崎の登記畑、現況雑種地と境内地2筆、129㎡です。資料は3～4ページをご覧ください。こちらは過去に農地法上の農地から外れた土地です。また、この土地は7人による共有名義になっており、そのうちの1人が亡くなったのですが、相続人が全員相続放棄したため、その方の相続財産清算人より申請が出されております。現地は7月5日に山崎委員より確認していただいております。

3番、坂戸の登記畑、現況原野1筆、1,358㎡です。資料は5～6ページをご覧ください。こちらは山間部にあり、耕作条件が悪く耕作放棄地化した土地で、農地でなくなったのは昭和の頃とのことです。現地は7月5日に篠田委員より確認していただいております。

(5) 農地法施行規則第29条第1号の規定による通知について

2a未満の農業用施設の届出です。16ページをご覧ください。今月は1件です。

余川の田1筆、転用目的は農機具格納庫建築のためです。場所につきましては、7～9ページをご覧ください。6月12日にご本人より届出を提出していただいております。

第1号報告につきましては、以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明の発行について

議長

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明の発行についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

申請内容の説明の前に、直近では今年の2月にも同じように買受適格証明書の発行についてということで議案があがっていたのですが、この買受適格証明書というものについて説明させていただきます。

裁判所が行う強制執行による競売や、国や自治体が滞納処分のために行う公売については、誰でも入札に参加できるということが原則になっているのですが、農地を取得するには農地法により取得する要件が定められております。よって物件が農地だった場合には、誰でも買えるというのではなく、こちらの議案にあるように買受適格証明書がないと入札に参加できないようになっております。買受適格証明書は、申請者に農地所有の適格性があり、競売や公売の入札資格があるということを農業委員会が証明するものであり、こちらの買受適格証明書の発行を以て、申請者は入札に参加することになります。

また、こちらの買受適格証明書の発行は農地法の許可手続きに準じて行われますので、農地法第3条の許可申請において許可相当であるものについて買受適格証明書の発行をします。

ただし、この買受適格証明書は農地法上の許可ではありませんので、落札者は売却決定通知が出された後に、農地法の許可手続きをしていただくことになります。このとき、前段階の買受適格証明書の交付にあたり、農地所有の適格性があるかどうかというところを見ておりますので、落札後は落札

者単独の申請によって農地法の許可証を交付することになります。

内容の説明に移ります。18 ページをご覧ください。

2 番、竹俣の田 2 筆、467 m²、資料につきましては 10 ページをご覧ください。地図のとおり、それぞれ竹俣地内の隣同士にある農地であります。競売の詳細は備考欄のとおりで、今回の実施機関は新潟地方裁判所長岡支部です。入札期間は令和 6 年 8 月 26 日から令和 6 年 9 月 2 日、開札日は令和 6 年 9 月 5 日で、売却決定日は 9 月 18 日です。売却基準価格は 11 万円となっております。こちらの願出者の経営農地はすべて耕作されており、機械の所有状況や農作業の経験等から見て、農地の効率的な利用が見込まれるということで、農地取得の適格性につきましては問題ないと考えております。

3 番、4 番は同じ農地についての買受適格証明の願出です。竹俣の田 1 筆、1,287 m²、資料につきましては 10 ページをご覧ください。2 番の案件の農地の県道を挟んだ向かい側にあります。競売の実施機関や日程等は 2 番案件と同じで、売却価格は 47 万円となっております。

3 番の願出者の経営農地につきましてはすべて耕作されており、機械の所有状況や農作業の経験等から見て、農地を効率的に利用されることが見込まれますので、農地取得の適格性は問題ないものと考えております。また、こちらの方につきましては、当該地を借り受けて耕作している方でもあります。

4 番の願出者につきましては、先ほどの 2 番案件の方と同じ方になります。農地取得の適格性につきましては、先ほどの 2 番案件で説明したのと同様な理由によりまして、問題ないものと考えております。

第 1 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案
農地法第3条の規定による買受適格証明の発行については
原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は承認されました。

**日程6 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申
請について**

議 長

日程6 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申
請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

20 ページをご覧ください。今月は11件です。

88番、川窪の畑1筆1,056㎡、売買による所有権移転で、
対価は㎡あたり437円です。申請理由は経営規模拡大のため
です。こちらは、譲受人が125aの農地を経営しており、機
械の所有状況や農作業の経験等から見て、農地を効率的に利
用することが見込まれますので、許可相当であると考えてお
ります。

89番から95番までは関連案件ですので、一括して説明さ
せていただきます。これらの農地はすべて余川地内の農地で
あります。譲受人の方は国道253号の道路用地として土地を
提供され、提供した農地の代替地として農地を取得される
というものです。いずれも、売買による所有権移転で、対価
は㎡あたり1,200円です。譲受人は農地を105a経営しており、
機械の所有状況や農作業の経験等から見て、農地をこれか
らも効率的に利用することが見込まれますので、許可相当と考
えております。申請理由は経営規模拡大のためです。

96番、吉里の田畑2筆、744㎡、売買による所有権移転で、
対価は㎡あたり134円です。譲受人はこのたび中古の住宅を

購入しまして、隣接する農地を合わせて取得したいということでもあります。譲受人の経営農地が無いため、新規就農ということになるのですが、申請地取得後は一般野菜を作付けしたいということで営農計画書の提出を受けております。必要な農作業には常時従事することが認められますので、農地の取得につきましては許可相当であると考えております。申請理由は新規就農のためです。

97 番、浦佐の畑 1 筆、425 m²、贈与による所有権移転です。こちらは譲受人の自宅の裏にある農地で、譲受人の経営面積が無いため、新規就農ということになるのですが、取得後は家族の皆さんと農作業に従事して、一般野菜を作付けしたいということで営農計画書の提出を受けております。必要な農作業には常時従事することが認められますので、農地の取得につきましては許可相当であると考えております。申請理由は新規就農のためです。

98 番、石打の田 2 筆、1,515 m²、贈与による所有権移転です。こちらは譲受人の父が借り受けていた農地を贈与によって取得し、引き続き耕作をしたいということで、申請をあげるものです。機械の所有状況や家族の農作業の従事状況から見て、農地の効率的な利用が引き続き見込まれますので、農地の取得については許可相当であると考えております。申請理由は経営規模拡大のためです。

第 2 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。農業委員 10 番西野委員。

10 番西野委員

1 点教えてもらいたいのですが、公共事業に関わる、代替地として取得するという案件が何件かあったかと思うのです。このような場合に、今回であれば国との間で三者間契約を結ぶケースというのが結構あるかと思うのですが、今回それに該当しているのかどうか。

また、三者間契約を結んだ場合に、3 条申請であがってくるのが適切なのかどうか、その辺を教えてください。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長	今回西野委員の指摘のように三者間契約の関係なんですが、今回、国のほうからは、三者間契約の話はなかったということであります。 もう1つ、農地の場合に三者間契約ができるのかどうかということですが、私も不勉強で断言できませんので、また調べて、できるのかどうか、そういう例があるのかどうかを調べてみたいと思います。
10 番西野委員	できるはできるのですが、このような3条のあがり方が当事者間でいいのか、三者間でありながらいいのかということの意味です。
議 長	一之谷係長。
一之谷係長	指摘のようにできるということであればその方法があるのかと思うのですが、農地法3条との絡みで、農地法3条の申請も含めてどのような形で申請書を作成するのかということについては、先ほどと同じように残念ながら私も心得ておりません。しかし、そういう事例が今後もないとも限りませんので、それについては私どものほうでも確認してきちんとできるようにしておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	逆に西野委員のほうからこれらの案件につきまして、補足説明する部分がありましたら、逆に教えていただければと思います。
10 番西野委員	自分でも三者間契約を受けたことがあるのですが、今は説明できるようなものを持ち合わせておりませんので、ご遠慮させていただきます。
議 長	はい。わかりました。 他にございますでしょうか。 (質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案
農地法第3条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案については原案のとおり承認
されました。

**日程7 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画
変更承認申請について**

議 長

日程7 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画
変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を
求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

3番、五日町の畑1筆、947㎡、平成元年1月27日付で農
地法第5条許可を受けた案件です。資料については11～13ペ
ージです。申請の内容ですが、申請者は、申請地近くに住む
父母の住宅が古くなり、新築移転のために一般住宅等として
許可を得ましたが、その後隣接地の住人の引越しに際し、住
宅購入を勧められ購入したため、一般住宅等建築の必要性が
なくなり、計画を断念しました。事業計画変更の内容として
は、申請者は農地に戻し、家族と協力し、自家消費用の野菜
を栽培するための畑とするため、事業計画変更を申請するも
のです。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内
にある第3種農地となります。申請者の事業計画変更に至る
経緯、事業計画変更後の計画により、事業計画変更の必要性
は妥当なものと考えています。

議 長

第3号議案については以上です。

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案
農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については
原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されまし
た。

**日程8 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申
請について**

議 長

日程8 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申
請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
宮下主事。

宮下主事

(第4号議案朗読)

12番、片田の田2筆、1,255㎡、転用目的はオートキャン
プ場建設のためです。資料は14～16ページです。申請の内
容ですが、地域のふれあいの場としてオートキャンプ場を建
設したいというものであります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い
農地で、第2種農地であります。集落に接続した農地をオ
ートキャンプ場を使用するものであり、利用計画図等から計
画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

第4号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第4号議案
農地法第4条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

日程9 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程9 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
宮下主事。

宮下主事

(第5号議案朗読)

37番、中川新田の畑1筆、279㎡、売買による所有権移転で転用目的は個人墓地建設のためです。資料については17～19ページです。申請の内容ですが、個人墓地として利用したいというものであります。また、申請地に譲受人の亡くなった父が昭和46年に墓地を建設しましたが、この度現況に合わせるため申請をするもので、始末書を提出してもらっております。また、墓地の手続きを担当する市の環境交通課とも協議済みの内容となります。

この農地については、1種、3種農地以外で生産性の低い農地で第2種農地であります。第2種農地を個人墓地に使

議 長

用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

38 番、東泉田の田 1 筆、357 m²、売買による所有権移転で転用目的は一般住宅建築のためです。資料については 20～22 ページです。申請の内容ですが、譲受人は、一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で第 1 種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

39 番、芹田の田 3 筆、合計 8,244 m²、賃借権の設定で転用目的は砂利採取です。資料については、23～25 ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30 a を超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

第 5 号議案については以上です。

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 5 号議案農地法第 5 条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 5 号議案は原案のとおり承認されました。

日程 10 第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）について

議 長

日程 10 第 6 号議案 農用地利用集積計画（案）について
を議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第 6 号議案朗読）

30 ページをご覧ください。こちらは 29 件です。

569 番、津久野、美佐島の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

570 番、岩崎の田畑 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

こちらの案件ですが、593 番並びに 594 番案件と関連がありまして、そちらも含めて後ほど説明させていただきます。

571 番、山口、岡、妙音寺の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

572 番から 578 番までは同じ借受人の方の案件です。

572 番、法音寺の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

573 番、法音寺の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

574 番、法音寺の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

575 番、法音寺の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 72kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

576 番、法音寺の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

577 番、上原の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 85kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

578 番、上原の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

579 番から 588 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも片田、思川、吉里地内の田についての賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

めです。

589 番、大木六新田の田畑 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

590 番、591 番は同じ借受人の方の案件です。

590 番、仙石の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

591 番、仙石、徳田新田の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 14 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

592 番、関の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

593 番、594 番は同じ借受人の方の案件です。

593 番、畔地の畑 1 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

594 番、岩崎の田 1 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営規模拡大のためです。

譲受人の経営面積が 110 a に達していないのですが、593 番、594 番案件の申請地と 30 ページ 570 番案件の申請地の面積を合わせて譲受人の経営農地を 110 a 以上とすることで、農地移動適正化あっせん基準に定める経営面積をクリアするということでもあります。

595 番から 597 番は賃借権の再設定ですので、説明を省略させていただきます。

第 6 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 6 号議案農用地利用集積計画(案)については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

	(異議なしの声)
	異議なしと認め、第 6 号議案は原案のとおり承認されました。
議 長	暫時休憩いたします。 (15 時 5 分休憩)
議 長	休憩前に引き続き、議事再開いたします。 (15 時 50 分再開)
	日程 11 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
議 長	日程 11 協議第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。
一之谷係長	(協議第 1 号朗読) 38 ページをご覧ください。令和 6 年 7 月 12 日付で、南魚沼市長より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての依頼が届いております。 こちらは、農地中間管理機構を仲介した貸借に関して、耕作者を移転するという内容であります。 39 ページをご覧ください。7 筆の土地につきまして、使用貸借権の権利を移転したいというものであります。 表の中ほど、利用権を移転する者という欄がありますが、こちらがもともとの耕作者です。その隣の利用権の移転を受ける者の欄ですが、こちらには新たに耕作される方の名前が入っております。 新しく耕作される方は農地所有適格法人であり認定農業者でもありますので、こちらの使用貸借権の移転については問題無いと考えております。 以上です。
議 長	ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号については原案のとおり承認されました。

日程 12 その他

議 長

日程 12 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 16 番高橋宏委員。

16 番高橋委員

農地特別委員会からの案内です。今年も農地パトロールを市内 12 か所に分けて実施いたします。皆さんのところへ令和 6 年度第 1 回農地パトロールの日程が配布されてあるかと思いますが、よくご確認の上、自分の担当の日程にしたいと思いますが、農地の利用状況や、遊休農地の実態把握、違反転用防止を目的として、皆さんと一生懸命回って確認していただきたいと思います。ときに皆さんにもいろいろ都合があるかと思いますが、皆さんから極力ご参加願いたいと思います。以上です。

議 長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、高橋農地特別委員長、ありがとうございます。

	いました。他にございますでしょうか。農業委員 12 番荒川委員。
12 番荒川委員	広報特別委員会からの報告です。8 月 1 日に南魚沼市の農業委員会だよりであります魚野のかけ橋第 72 号が発行になります。お手元に届きましたら、閲覧していただきたいと思っております。以上です。
議 長	ただいまの報告について質疑を行います。 (質問、意見なし) 無いようですので、荒川広報特別委員長、ありがとうございました。他にございますでしょうか。農業委員 8 番中俣委員。
8 番中俣委員	・令和 6 年度認定農業者との意見交換会について 以上、報告までです。
議 長	ただいまの報告について質疑を行います。 (質問、意見なし) 無いようですので、中俣部会長、ありがとうございました。他にございますでしょうか。農業委員 13 番篠田委員。
13 番篠田委員	幹事会からの報告です。 ・管外視察研修について ・暑気払いについて 以上です。
議 長	ただいまの報告について質疑を行います。 (質問、意見なし) 無いようですので、篠田幹事長、ありがとうございました。

	他にございますでしょうか。農業委員 12 番宮田委員。
12 番宮田委員	・令和 6 年度女性農業者との交流会について 以上です。
議 長	ただいまの報告について質疑を行います。 (質問、意見なし) 無いようですので、宮田委員、ありがとうございました。 他にございますでしょうか。一之谷係長。
一之谷係長	2 点ほどご案内とお願いです。 まず農地パトロールですが、先ほど高橋委員長からもご案内があったとおり、皆さんのお手元に全地区の日程の入った案内があるかと思います。日程表を見ていただくと、まだ事務局の人間の名前が入っておりませんが、事務局の人員の割り振りをまだしていないだけでして、実際は必ず各地区に事務局の人間が 1 人以上まいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。 それからもう 1 点です。これは皆さん全員ではないのですが、一部の委員につきまして、休憩中に配らせてもらった「農業用施設等に係る農地転用許可制度のアンケート調査の実施について」というものについてです。農林水産省から 10 名程度アンケートに回答していただきたいという依頼がありましたので、回答者を私のほうで無作為に選ばせていただきまして、お願いするものであります。紙で提出するものではなく、インターネットから回答していただくものですので、回答したかどうかを私のほうでは特に確認いたしません、ご協力をお願いいたします。以上です。
議 長	ただいまの報告について質疑を行います。 (質問、意見なし) 無いようですので、一之谷係長、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。農業委員 2 番田邊委員。

2 番田邊委員

事務局に要望ですが、毎回この会議の日程の中でいくつかのスケジュールを示してもらってあるものについて、できれば今後、自分のスケジュールを入れ込むための、決まっている部分で結構ですけれども、例えば 3 か月や 6 か月先の会議や研修のスケジュールがあれば、それを組み込んだ表を示していただけると、いろいろと日程を組むのに非常にありがたいと思っております。総会も含めて、何月にこういう会議があります、全員出席ですとか、中にはこの担当が出席です、というのがありますよね。ですので、もう少し先のものを示していただけると日程調整にありがたいかなと思います。

議 長

関井局長。

関井局長

どのような形になるか分かりませんが、できる限り分かる範囲でお示ししたいと思います。あくまで予定ということでお考えいただければと思いますが、また内部で検討してみます。

議 長

もう一つあるのですが、各部会とかそういったものについては別になりますけれども、毎年、また今年も 10 月の総会のときに、来年度の行事や総会の日程、各委員会の部分について決めたものを皆さんの御手元に、少なくとも令和 6 年度の分は配付されているかと思しますので、大きい部分に関しては、それを参考にさせていただいて、あと細かい部分についてその日程表の配布以降の修正になりますので、それに関しては都度出るものを参考にさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

他に何かございますでしょうか。無いようでしたら本日の総会は終了させていただきます。

(16 時 5 分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 6 年 9 月 25 日

南魚沼市農業委員会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

小 林 憲 一

会 議 録 署 名 委 員

中 俣 渉
